

# 憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議 (憲法会議)

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007  
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2025年5月12日(月)  
NO. 1577号  
本号3頁

## 衆院憲法審査会 解散権制限めぐり 立憲法律で、自民慎重に

5月8日、衆議院の憲法審査会が開かれ、解散権の制限をめぐり、立憲民主党が、法律で恣意的な解散を抑制すべきだと主張したのに対し、自民党は、政治判断の機会をあらかじめ法律で縛ることは慎重であるべきだという考えを示しました。

衆議院事務局によりますと、今の憲法の施行後に行われた26回の衆議院の解散のうち、7条による解散が22回、69条による解散が4回だったということです。

このうち、7条による解散は、事実上、総理大臣が、最も都合がよい時期を選んで決めることができることから、解散権は、総理大臣の「専権事項」などと言われています。

自民党の山下貴司氏は「解散によって国民の意思を問うことは、国民主権の趣旨に沿うもので、政治判断の機会をあらかじめ法律で縛ることは慎重であるべきで、ましてや憲法上制限することは反対だ」と述べました。

立憲の谷田川元氏は7条による解散のケースを挙げ「今やれば勝てるという判断で解散が強行され、時の政権が権力を維持するために国民の血税が使われた」と述べたうえで、法律で恣意的な解散を抑制すべきだと主張しました。同党の武正公一氏は「解散権制約について憲法によるのか、法律案とするのかも含め議論を深めたい」と述べました。

公明党は制限に慎重な考えを表明。日本維新の会は制限に理解を示し、国民民主党は解散手続きの明確化を求めました。

## 参院憲法審査会 大規模災害時の選挙を巡り、有識者への参考人聴取を実施し、協議

参院憲法審査会は7日、大規模災害時の選挙を巡り、有識者への参考人聴取を実施しました。元総務省選挙部長の大泉淳一氏、元川崎市選挙管理委員会事務局長の小島勇人氏が参考人として出席し、東日本大震災で地方議員選挙の投票期日を延期した自治体を支援した経験等を説明しました。

大泉氏は「公職選挙法では大規模災害時の備えは十分とは言えない」として、役割分担など事前の準備が重要だと訴えました。小島氏は「東日本大震災などの経験を一般化し、選挙を含む業務継続計画が必要だ」と指摘。選挙システムに詳しい職員の派遣も不可欠との認識を示しました。

また、大泉氏は、公示後に新潟県中越沖地震が発生した07年の参院選を挙げ「避難所も投票所に使用して選挙が実施された」と説明。東日本大震災の被災地の一部では、政令を定めて統一地方選の繰り延べ投票を行ったと話しました。

委員からは憲法改正による議員任期の延長が不可欠との意見が出た一方、自民党の佐藤正久氏は「繰り延べ投票制度の議論を深めていくことが適当だ」と語りました。

共産党の山添拓氏は議員任期延長について「国民の選挙権を奪うことにつながる」と懸念を示した上で「選挙を実施することは民主主義にとって大事なことだ」と強調しました。

維新の会の片山大介氏は、11年の福島県議選は震災発生のため半年以上延期されたと指摘。緊急集会で対応することが、国民主権の下で許されるのかと述べました。

## 自民党の衆参での意見の違い明らかに

この日も自民党の衆参での意見の違いが明確になりました。自民党の佐藤正久与党筆頭幹事は、上記のように、「繰り延べ投票はできる限り柔軟な対応が可能な制度設計になっている」と評価しました。衆議院では憲法改正して議員任期延長改憲が必要だと主張しており、参議院側との違いが浮き彫りになりました。

そのような違いが明らかになってきていますが、朝日新聞は次のように報じています。

## 衆院憲法審で「改憲勢力に意見の違いが出てきた」と朝日

先日、朝日新聞が次のような記事を書きました。

憲法審査会での議論が進むにつけてみえてきたものがある。枝野氏は毎回、審査会で討議するための具体的なテーマを設定した。見過ごされがちだった論点にもスポットが当たり、「改憲勢力の中でも意見の違いが出てきたのだ。

その象徴が、緊急事態の衆院議員の任期延長だ。自民、公明、維新、国民民主、有志の会の6党派はこれまで、大規模な自然災害などで国政選挙ができない場合、国会議員の任期を延長できるような憲法改正が必要だという立場で一致していた。

ところが、衆院が解散中で議員がいない時、暫定的に開く「参院の緊急集会」について「限界がある」とする衆院側と、「ない」とする参院側とで、同じ自民党内でも意見の違いがあらわに。衆院議員の任期延長の是非と密接に関連するテーマだけに、他党から「自民党内で統一見解をつくるべきだ」（維新・松沢成文氏）と苦言も漏れた。

### 自民党内で意見をまとめるも・衆院船田氏、従来の主張繰り返す

この記事では「自民と内で統一見解をつくるべきだ」と「他党から」の発言を紹介しています。しかし、自民党は2024年8月7日に憲法改正実現本部の全体会合を開き、「まとめ」しています。

選挙困難事態における国会機能維持条項についてはまず、現行憲法で定める「参院の緊急集会」が緊急事態に対応するための唯一の緊急事態条項であり、参院の重要な権能である。憲法54条1項に定める総選挙までの40日間と特別国会召集までの30日間を合わせた70日間を緊急集会の活動期間として厳格に限定するものではない。

さらに緊急集会は▽国会の代行機関であり、原則として国会の権能の全てに及ぶこと▽権限行使の範囲については、緊急集会が「国に緊急の必要があるとき」（54条2項ただし書）に求められることから、緊急性の要件を満たすかどうかで判断されるべきだ。また、解散ではなく任期満了による衆院議員不在の場合においても緊急集会で対応し得ることを憲法に明記する。

### 衆院の船田氏の「まとめ」と違う発言に、参院の佐藤氏が怒る

しかし、船田衆院憲法審査会与党筆頭幹事は、衆院憲法審査会で、次のように発言しました。

憲法42条で定められておりますが、日本国憲法は二院制を大原則としています。憲法54条に規定された参議院の緊急集会は、参議院の重要な権能であることは間違いありませんが、この大原則との関係でいえば、両院同時活動の原則の例外に当たるものであり、あくまで臨時的、暫定的な対応を定めた制度だと思えます。

そして、参議院の緊急集会が開催可能な場面について、現行憲法の条文上は衆議院の解散時に限られておりますが、衆議院議員の任期満了の場合も、衆議院が不在になるという意味では衆議院解散の場合と同様であることから、類推適用が可能であるという考え方が有力であると承知しております。当然、これを否定するものではありませんが、異なる解釈の余地がないとは言えないことから、任期満了時にも参議院の緊急集会の開催が認められる旨を憲法に明記すべきではないかと思っております。

さらに、参議院の緊急集会の期間について、憲法54条は、一項において、衆議院解散後40日以内の総選挙の実施と、総選挙から30日以内の特別会の召集を規定しており、それに続く第二項において、衆議院が解散された場合に、国に緊急の必要があると認めるときは、内閣は参議院の緊急集会を求めることができることとしています。このように、憲法54条二項は同条一項を受けた規定である、いわゆる連関構造ではありますが、そういう規定であることは文理上当然であり、参議院の緊急集会の活動期間は最大でも70日程度と解釈するのが素直な考え方です。そして、総選挙の実施が見通せない場合についても妥当するものと考えられます。

このように船田氏は、緊急集会の期間について「最大でも 70 日程度」と発言しています。

### **佐藤氏、船田発言を否定し、憲法改正実現本部の「まとめ」に基づく発言**

これに対して、翌週行われた参院憲法審査会で佐藤与党筆頭幹事は、次のように発言しました。

参議院の緊急集会の位置付けですが、日本国憲法において緊急事態に対応するための唯一の緊急事態条項であり、参議院の重要な権能であります。その上で、その活動期間については、憲法 54 条一項と二項から、文理上、最大 70 日程度で、これを大きく超えることは憲法の想定外とする意見がありますが、我が会派ではこの 70 日間は活動期間を厳格に限定するものではないと考えています。

本審査会でも活動期間について 70 日を超えていつまでもということは想定していないと述べてきましたが、これは、憲法 54 条第一項の趣旨から、できる限り早期に総選挙を実施されることが求められており、それゆえ衆議院議員の不在期間がそれほど長期間に及ぶことはないという前提の上です。

同時に、我が会派は、基本的に、衆議院議員の不在時に参議院の緊急集会が国会機能を代行できなくなるようなことになってはならないと考えています。例えば、衆議院議員不在時における選挙困難事態に備えた措置が整えられたとしても、その過程で否決され、衆議院議員の不在が数か月間解消されないおそれもあります。活動期間を厳格に 70 間とすると、70 日を超えた途端に立法院は対応不能となります。ゆえに、緊急集会の活動期間を画一的に決めるのではなく、この 70 日間は活動期間を厳格に限定するものではないというところに至ったところです。

なお、参議院の緊急集会の活動期間について、衆議院で 70 日間は目安という趣旨の発言がありました。この目安が 70 日間の辺りとか 70 日間前後という意味ではなく、その期間は画一的に厳格に定されるものではないという趣旨であったと理解していますが、この目安という言葉自体が誤解を生むことを懸念しております。

ただ、いずれにしても、我が党の衆参の考え方は、昨年夏の取りまとめにおいて、緊急集会の活動期間として 70 日間と厳格に限定するものではないと互いに確認されています。

### **なぜ、船田氏は党内でまとめを無視するのか**

このように開催期間だけでなく、緊急集会についての船田氏と佐藤氏の発言を比較すると、佐藤氏が自民党のまとめを踏まえた発言していることは明確です。衆参の主張の違いを修正するために何回か開かれた憲法改正実現本部のまとめを話さず、いや話すことを避けている船田氏は姿勢が問われます。

ではなぜ、まとめの話をしないのか。それは、そのことを発言することにより、「まとめ」の「70 日に限定するものではない」との方針が、「自公、維新、国民、有志の 5 会派は意見が一致している」と言い続けてきたことに逆行し、5 会派に分断が起きると恐れているのではないのでしょうか。船田氏は、自民党の「まとめ」を踏まえた発言をすべきではないのでしょうか。

### **そして、改憲 5 会派の意見の違い 参院憲法審査会で小西氏が鋭く指摘**

3 月 27 日の衆議院憲法審では、船田自民党筆頭幹事が、条約承認、総理指名、本予算を緊急集会の権能に認め得ると、従来の改憲 5 会派の見解から離脱しています。その一方で、50 回余りの毎週開催で立法事実の GHQ 協議記録によりやく初めて言及した維新会派が、それを曲解し、突如として緊急集会自然災害限定説を唱えています。もちろん、あらゆる角度からめちやくちやな憲法違反の暴論でございます。

先ほどの松沢委員、古庄委員の任期満了では緊急集会を使えないという見解は、それぞれの衆参の会派の見解からも違っているところでございます。

先ほどの衆法の問題を含め、もはや横にも縦にも矛盾、過ちだらけのカオスと化した緊急集会の暴論に依拠する任期延長改憲の即刻の破棄を求めて、意見といたします。

### **お知らせ**

5 月 13 日の参院憲法審査会は開催されません。次回は 21 日です。5 月 14 日の衆院憲法審査会は「幹事懇談会」が開催され、審査会は開催されません。次回は 22 日です。